

令和7年度 学校施設開放について(御案内)

令和7年度学校開放事業として、下記のとおり施設を開放いたします。使用を希望する団体は、以下のとおりお申し込みください。

なお、使用承認後であっても、本校の教育活動・緊急修繕等で、やむを得ず使用承認を取り消すなどの変更をさせていただく場合がありますので、ご了承ください。

1 開放対象施設

【グラウンド(全天候型)】

材質:ウレタンチップ

トラック:150M(幅1.5m×5コース)

フィールド内寸法:39.5m×22m

(目安:フットサルコート:タッチライン45m×ゴールライン22m)

※スパイクの使用及び立入りは禁止とさせていただきます。

※テニスコートは、開放対象外です。

2 開放日及び開放時間

(1) 開放日

	月日	曜日	午前の部	午後の部
1	6月28日	土	8:30~12:00	12:30~16:00
2	6月29日	日	8:30~12:00	12:30~16:00
3	10月4日	土	8:30~12:00	12:30~16:00
4	10月5日	日	8:30~12:00	12:30~16:00
5	11月29日	土	8:30~12:00	12:30~16:00
6	11月30日	日	8:30~12:00	12:30~16:00

(2) 開放時間

(ア) 午前の部 8時30分から12時00分

(イ) 午後の部 12時30分から16時00分

3 使用料 無料

4 施設使用の手続き

(1) 団体の登録申請

(ア) 施設を使用できる方は、都立学校施設開放事業使用団体として登録された団体(以下「登録団体」という。)となっております。登録団体となるためには、「登録申請書」及び「登録団体構成表」を提出し、登録を受ける必要があります。

(イ) 提出方法は、本校経営企画室・施設開放担当まで郵便で送付してください。
(提出期限必着)。

(ウ) 提出期限は、令和7年5月21日(水)です。

(エ) 手続終了後、登録団体には、「都立学校施設使用団体登録証」を郵送により交付します。

(オ) 「施設使用団体登録証」の有効期限は1年間ですので、毎年登録申請が必要です。

(2) 登録団体の要件

体育施設使用登録団体となるには、次の要件を全て満たす必要があります。

(ア) おもに都内に在住・在勤・在学する者で構成された10名以上の団体

(イ) 指導統括を行う20歳以上の責任者がいる団体

(ウ) アマチュア・スポーツ活動を目的としている団体

(エ) 営利を目的としない団体

(オ) 団体運営が計画的、組織的、民主的に行われ定期的にスポーツ活動を行っている団体

(3) 施設使用の申し込み

(ア) 「都立開放施設使用申込書」(以下「使用申込書」という。)に希望日の順に記入の上、本校に提出してください。

(イ) 提出方法は本校経営企画室・施設開放担当まで郵便で送付してください。(提出期限必着)。

(ウ) 提出期限は、「登録申請書」と同じく令和7年5月21日(水)です。

「登録申請書」と併せて「使用申込書」を提出してください。

(4) 施設使用の決定

同一の施設使用日時を複数の登録団体が希望している場合は、本校が調整して決定します。決定後、「都立学校開放施設使用承認書」を郵送により交付します。

(5) 管理指導員の選出

登録団体の中から管理指導員を選出していただきます。管理指導員の服務等については、本校から別途ご通知いたします。

(6) 都立学校開放施設の使用に関する条件及び施設の使用に関する決まりの遵守

施設を使用する登録団体には、登録証に記載された都立学校開放施設の「使用に関する条件」及び本校開放事業運営委員が定めた「使用のきまり」を遵守していただきます。遵守いただけない場合には、使用承認を取り消すことがあります。

5 その他

自動車・バイクでの来校は、禁止とします。自転車は所定の場所に駐輪してください。また正門前・通用門前や近隣の路上駐車・駐輪はしないでください。

6 団体区分について

団体区分	説明
地域スポーツクラブ	地域住民が主体となって運営し、「地域スポーツクラブ」として区市町村に登録している団体
地域青少年スポーツクラブ	「地域」に在住・在学・在勤する青少年(18歳まで)を主な構成員とするスポーツ団体等
地域スポーツ団体	「地域」に在住・在学・在勤する者で構成されたスポーツ団体
一般スポーツ団体	都内に在住・在学・在勤する者で構成された広域のスポーツ団体
障害者団体	障害のある人又は障害のある人を支援する人で構成された団体
学習文化団体	学習活動・文化活動を目的とした者で構成された団体

【本件に関する問い合わせ先】

東京都立蔵前工科高等学校

経営企画室 施設開放担当

電 話 03(3862)4488

ファクシミリ 03(3862)4995